

食育教材等貸与事業実施要領

1 目的

群馬県健康長寿社会づくり推進課が保有する食育関連教材等（以下「教材等」という。）を、群馬県内の関係機関、団体等に貸与することにより、地域における自主的な食育活動の推進を支援することを目的とする。

2 貸与教材（詳細は別紙のとおり）

（1）群馬県が作成した食育教材

- ・「ぐんまちゃんと学ぶ食育カルタ」（大判）
- ・ぐんまのたべもの 釣りゲーム
- ・食の替え歌 CD
- ・食育紙芝居「ぐんまのひみつ」

（2）群馬県が作成した食育関連資材

- ・「いただきますの日」のぼり旗
- ・「バランスのよい食事」のぼり旗

（3）その他

- ・そのまんま料理カード
- ・食育エプロン「何でも食べる元気なまあちゃん」

3 貸与対象者

（1）県内市町村の食育関連部署・機関

（2）県内の学校教育法に規定される学校・幼稚園、児童福祉法に規定される児童福祉施設又はこれらをその拠点として活動する団体（学童保育、育成会、子育てサークルなど）

（3）食育推進リーダー

（4）営利を目的とせず県内で食育推進活動を行う団体 等

4 貸与経費

貸与に関する経費は無償とする。

5 貸与申請

貸与を希望する団体等は（以下、「借用者」という。）、様式1の「貸与申請書」に必要事項を記入の上、使用日1週間前までに健康長寿社会づくり推進課長あて提出する。

6 貸与の決定

健康長寿社会づくり推進課は、申請書の内容と教材の空き状況を勘案した上で、貸与の決定について通知する。

7 受渡し及び返却

貸与は、借用者が来課の上、現品を受領し、返却日までに持参することを原則とする。宅配便等による貸与・返却を希望する場合、その経費は借用者負担とする。

8 実績報告

借用者は、教材等返却時に、様式2の「食育教材等使用実績報告書」に必要事項を記入の上、健康長寿社会づくり推進課長あて提出する。

9 その他

貸与期間中における事故等による人的、物的損害については、申請者がその責任を負うこととする。

附則 この要領は、平成23年4月19日より施行し、平成17年10月25日制定の「食育応援事業実施要領」は廃止する。

附則 この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附則 この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附則 この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附則 この要領は、平成29年9月1日より施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日より施行する。

(別紙)

貸与教材一覧

(1) 群馬県が作成した食育教材

教材の名称	教材の概要	備 考
「ぐんまちゃんと学ぶ食育カルタ」(大判)	子どもから大人まで、食育についての知識を楽しく学ぶことができるカルタの大判。食育カルタ大会や食育講話での使用に適した大きなサイズのカルタ。	絵札(A5版)44枚、読み札(A6版)44枚、読み札の裏面にワンポイントアドバイス付き
ぐんまのたべもの釣りゲーム	群馬県の農産物や郷土料理、行事食の写真カード207枚を収録。釣り竿でテーマに沿ったカードを釣り上げるゲームとして、また「バランス良く食べる」などの食事指導の媒体としても活用できる。	釣り竿、ランチョンマット、食事バランスガイドコマのポスター、たべもの3つのグループ分けポスターなどの付録付き
食の替え歌CD	「アルプス一万尺」「かたつむり」「雪」などおなじみのメロディに食をテーマにした歌詞を付けた替え歌のCD	収録曲は「おはよう朝だよ」「ニラを刻んで」など全12曲
食育紙芝居 ぐんまのひみつ	バランスのよい食事や規則正しい生活を送ることの大切さを学べる紙芝居。裏面には食育コラムを掲載、知っておきたい食育の知識を得られる。	・紙版 ※県ホームページからダウンロード可能

(2) 群馬県が作成した食育関連資材

資材の名称	教材の概要	備 考
「いただきますの日」のぼり旗	群馬県が推進する「毎月19日はいただきますの日」普及啓発用のぼり旗	のぼり掲示用のポールも貸与可能
「バランスのよい食事」のぼり旗	主食・主菜・副菜のそろったバランスのよい食事の普及啓発用のぼり旗	のぼり掲示用のポールも貸与可能

(3) その他

教材の名称	教材の概要	備 考
そのまんま料理カード	(株)群羊社から販売されている、カード形式の手軽な食育ツール	「食事バランスガイド編」「幼児食編」「そのまんま食材カード」の3種類
食育エプロン 「何でも食べる元気なまあちゃん」	食べた食品がからだの中をどう通っていくかどう吸収されるのかを教えるためのおはなしエプロン	1セットのみ